

## ユニバーサルデザイン 2020 中間とりまとめ（案）

## I. 基本的考え方

## 1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）

我々は、障害の有無に関わらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。

世界中から障害のある人も含めあらゆる人が集い、そして、障害のある選手たちが繰り広げる圧倒的なパフォーマンスを直に目にすることのできる2020年パラリンピック競技大会は、この共生社会の実現に向けて社会構造を大きく変容させる絶好の機会である。1964年の東京大会は、「パラリンピック」という名称が初めて使われ、車椅子使用以外の障害のある選手が初めて参加するなど、我が国の障害のある人々の社会活動参画を促す大きな契機となったが、2020年の東京大会<sup>1</sup>は、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機であり<sup>2</sup>、我が国が共生社会に向けた大きな一歩を踏み出すきっかけとしたい。

## 2. ユニバーサルデザイン 2020

過去において、障害のある人が受けてきた特別視、差別、隔離、侮蔑は共生社会においてはあってはならないものである。また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。障害のある人もない人も基本的人権を享有し、日常生活や社会生活を営む存在である。障害の有無に関わらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現することとは、ある意味で社会において「障害者」という区切りがなくなることを意

<sup>1</sup> これ以降、「東京大会」とは、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を指すものとする。

<sup>2</sup> 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）に記載。

味する。

そのためには、まず、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）<sup>3</sup>を行わないよう徹底していくことが必須である。

そのうえで、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」<sup>4</sup>をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていき、社会全体の精神構造を変革することが重要である。また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりをさらに推進していく必要がある。

また、本年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」<sup>5</sup>においても、観光先進国を実現するために、障害のある人や重い荷物を持った人も含め、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、東京大会を契機とした心のバリアフリーの推進やより高い水準のユニバーサルデザイン化が位置付けられた。

このため、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を検討し、ユニバーサルデザイン2020としてとりまとめることとした。

---

<sup>3</sup> 障害者権利条約、障害者基本法を踏まえ、障害者差別解消法において規定。

<sup>4</sup> 障害者権利条約に反映された理念。

<sup>5</sup> 平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において策定。

## Ⅱ. 「心のバリアフリー」

### 1. 考え方

ユニバーサルデザイン 2020 で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。

この「心のバリアフリー」を実現するためには、すべての人々が、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解し、障害のある人への差別を行わないよう徹底したうえで、他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくことが重要である。なかでも障害のある人の尊厳を大切にし、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルを身につけるためには、障害についての基礎的知識や障害のある人の心理、障害種別に応じた接し方（補助犬ユーザー及び補助犬に対する接し方を含む）の基本の習得に取り組むべきである。特に、コミュニケーションの方法<sup>6</sup>について配慮が必要である人がいることを十分に理解したうえで、情報保障等を行う等、そうした人が排除されることのないような社会を創りあげるべく、取り組んでいく必要がある。

さらに、障害のある人自身やその家族も「障害の社会モデル」を理解し、障害者差別解消法を踏まえ、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることが出来るコミュニケーションスキルを身につけることも重要である。ただし、発達、知的又は精神障害等により、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要がある。

### 2. 中間とりまとめにおける整理

「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならない課題であるとともに、家庭で、通勤・通学で、職場で、学校で、公共施設で、買い物や食事の場など地域のあらゆる場において、

---

<sup>6</sup> コミュニケーションの方法には、言語（手話を含む）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式がある。

切れ目なく実現されなければならない。そのためには、これまで「心のバリアフリー」に興味のなかった層も含め、幅広く国民を巻き込み、各地に根差して取り組んでいく必要がある。

本中間とりまとめにおいては、実施すべき取組を、学校、企業、地域及び国民全体、そして障害のある人による取組に分けて、その方向性を示すこととした。これらの取組に係る数値目標、実現に向けた期限（2020年に実現すべき水準、単年度で実現すべき水準）、さらには毎年のPDCAサイクルのあり方等は、今後さらに検討を進め、本年末を目途に作成する最終とりまとめに盛り込むこととする。

### 3. 具体的な取組

#### 1) 学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえたうえで、全国において、幼児期から青年期にかけて発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いのよさを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。また、「心のバリアフリー」の教育の展開にあたっては、障害のある人自身も役割を担うことが期待される。

また、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である。

（具体的施策）

#### ① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

- 2020年（平成32年）以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等において障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実させる。また、幼稚園等でも併せて推進。[文部科学省]
- 上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中までに、これら

の指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止め、生きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート（仮）」の作成を含めた取り組みの検討を進める。[文部科学省等]

#### ②すべての教員が「心のバリアフリー」を理解

- 平成 29 年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションのあり方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020 年度（平成 32 年度）までに実施する。[文部科学省]

#### ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

- 各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成 29 年度までに、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討する。  
[文部科学省、厚生労働省]
- 上記の取組に当たっては、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約 2 万校）を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その成果を踏まえて全面展開を図る。[文部科学省]

#### ④障害のある児童・生徒・学生を支える取組

- 障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児・児童・生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることが出来るコミュニケーションスキルを身につけることを含め、特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実を図る。指導にあたっては、児童生徒の障害の状態等に応じた個別の指導計画を作成し、当該計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める。[文

部科学省]

▶ 特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるように ICT の活用を含めた環境整備を進める。[文部科学省]

▶ 小・中学校における通級による指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成 30 年度から新たに制度化し、小・中・高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合 100% (2020 年度 (平成 32 年度)) を目指す。

[文部科学省]

▶ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率については、現在約 7 割にとどまっていることから、2020 年度 (平成 32 年度) までにおおむね 100% に引き上げる。[文部科学省]

#### ⑤ 高等教育 (大学) での取組

▶ 平成 29 年度から、大学等の教職員が集まる会議等において、「心のバリアフリー」に関連する取組事例 (修学や就労など様々な場面における事例) の紹介等を通じ、「心のバリアフリー」に対する学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促す。[内閣官房、文部科学省]

▶ 幅広く大学において、東京大会を契機として「心のバリアフリー」に向けた取組が展開されるよう、本年度、大学生や大学関係者を対象として、有識者や障害のある人等を招いたワークショップを開催する等、「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図る。[内閣官房、組織委員会]

#### 2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

グローバル化が進行する現代にあって、企業が競争力を向上させ、更なる成長を遂げていくには、多様な価値観に向き合っていく必要がある。そのためには、障害のある人を含め多様な人材を活かし、その価値観を取り込んだ企業活動を展開することが重要である。さらに、障害のある人の価値観を商品

開発等の企業活動へ取り込むことでこれまでにない技術革新を生み、日本企業の新たな強みを創出することにも繋がる。

こうした意味で、東京大会を絶好の機会と捉え、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会（以下、経済界協議会という。）等を中心として、幅広い分野の企業が「心のバリアフリー」に向けて取り組むことが期待される。

また、障害者団体も、企業等における「心のバリアフリー」社員教育に向けて協力すべく障害当事者の育成を行ったり、障害のある人が活躍しやすい企業等による取組を普及啓発する制度を創設する等の取組が期待される。

（具体的施策）

#### ①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

- 経済界協議会と連携し、各企業で既に行われている好事例を抽出し、今年度中に汎用性がある研修プログラムを策定し、試行実施する。平成 29 年度以降、東京大会スポンサー企業を中心として本格実施し、中小企業を含め全国に広く展開する。[内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会]
- 上記検討に当たっては、障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、経営者の率先した取組や企業人材の多様性の尊重に取り組む。[内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会]
- 平成 29 年度以降の国家公務員の新規採用職員研修や幹部職員研修における「心のバリアフリー」研修の位置付けについて今年度中に結論を得る。[内閣官房等]

#### ②待遇対応の向上

##### i) 交通分野におけるサービス水準の確保

- 本年 4 月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車や搭乗を拒否することや補助犬の同伴を拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。さらに、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用

性のある研修プログラムを踏まえ、交通事業者向け待遇ガイドラインを平成 29 年度に策定し、普及を図る。[国土交通省、厚生労働省]

- 交通事業者の行う研修について、障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるようにする等の充実を図る。  
[国土交通省]

## ii) 観光、外食等サービス産業における待遇の向上

- 本年 4 月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって入店拒否することや補助犬の同伴を拒否するといった差別的取扱いを行うことのないよう徹底する。さらに、東京大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編及び上記①で策定することとなっている汎用性のある研修プログラムを基に、観光・流通・外食等関係業界において待遇マニュアルを 29 年度中に作成しその普及を図る。  
[観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省等]
- 各業界の事業者の行う研修について、障害当事者が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討を行うとともに、雇用形態を問わず、従業員に対して「心のバリアフリー」を徹底する。[観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省等]

## ③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

- 法定雇用率の見直し（平成 30 年度、平成 35 年度）を行うとともに、精神障害者等の職場定着の支援のため、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化、ジョブコーチの養成・研修の推進、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくり等に取り組む。また、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる中小企業をはじめとする事業主への支援の充実や、テレワークによる在宅雇用の推進など ICT を活用した雇用支援等を進める。[厚生労働省]
- 障害者総合支援法の改正や報酬改定（3 年ごと）を通じ、一般就労への移行や就労定着を促進するとともに、地域生活を支援するための

取組を推進することにより、障害福祉サービスの利用者の一般就労への移行者数を平成 29 年度末までに平成 24 年度実績の 2 倍以上にすることを旨とする。[厚生労働省]

- 企業が「心のバリアフリー」を自身の企業価値のなかに取り込み、上記研修等に恒常的に取り組む体制を整えることに加え、従来からの好事例を踏まえ、以下のような具体的取組へと繋げるよう働きかける。このため、これらの具体的取組の好事例を収集し公開する。
  - ・人材採用の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準の反映
  - ・障害のある人の採用や中途障害の社員の職場復帰及び定着に向けて、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりの促進

[経済界協議会]

- 農業分野での障害のある人の就労を支援し、障害のある人にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につながる農福連携を推進する等、障害のある人等が地域の担い手として活躍する取組を推進する。[農林水産省、厚生労働省]

### 3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。

また、地域における取組の実施にあたっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的に関わることを期待される。

(具体的施策)

#### ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

- 今年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフ

リー」を浸透させるための取組を行えるよう周知・啓発する。[厚生労働省等]

## ②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方

- 東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」をはじめとする取組について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、平成 29 年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行う。[内閣府防災、消防庁]
- 熊本地震への対応における避難行動要支援者の避難行動支援について検証を行い、その結果に応じた対応を行う。[内閣府防災]

## ③その他

- 地域の人権擁護委員をはじめとする法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用し、障害のある人に対する差別などの人権問題について人権相談に応じるほか、人権侵害の疑いのある事案については、速やかに法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始する。併せて相談窓口の周知広報等を行う。[法務省]

## 4) 国民全体に向けた取組

学校や企業に属さず、また、地域の取組に興味関心の薄い層等にも働きかける必要がある。そのため、パラリンピック競技大会の機会を捉え、スポーツ等を通じて「心のバリアフリー」の普及を図ることに加え、政府の持つ様々なチャンネルを活用して従来「心のバリアフリー」に興味のない層も意識した広報活動を展開する。

(具体的施策)

### ①健全者と障害のある人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進

- ナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として拡充整備し、パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の高まりへとつなげるとともに、同

施設の見学等を通じ公共スポーツ施設等の管理運営の意識改革へとつなげる。[スポーツ庁]

- 健常者のスポーツ大会と障害のある人のスポーツ大会等の融合を推進する。[スポーツ庁]
- 2020年パラリンピック競技大会を多くの児童、生徒、及び学生が学校や家庭の他、様々な活動の中で観戦するなど、パラリンピックに興味関心を持っていただけるような取組を推進する。[スポーツ庁]

## ②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

- 2020年（平成32年）に全国各地の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施すべく、今年度以降、関係者の連携体制やネットワークの構築等を進める（「Special プロジェクト2020」）。[文部科学省]

## ③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

- 市町村や事業者と連携し、本年4月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施する。[内閣府、法務省]
- 今年度以降、人権啓発活動や障害者週間等各種キャンペーンを通じて「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化する。[法務省、内閣府]
- 今年度以降、公共的な広報活動を行う団体に「心のバリアフリー」の理解促進に向けた協力を要請する。[内閣官房]
- 2020年（平成32年）までに、大会ボランティア、都市ボランティアやオリパラアンバサダー（仮称）等幅広いボランティア活動実施者に対し、障害の有無にかかわらず、すべての人々の人権や多様性を尊重し差別を行わないよう徹底するとともに障害のある人に対する接し方（知識と技術）の研修を行い、「心のバリアフリー」を進める。[内閣官房]

## 5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障

害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることが出来るコミュニケーションスキルを身につけることが重要である。ただし、発達、知的又は精神障害等により、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要がある。

(具体的施策)

- 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身につけるための取組を進める地方自治体を支援する。[厚生労働省]
- 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の研修プログラム策定にあたって、企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、講師用テキストも作成する。[内閣官房、経済界協議会]

### Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり

#### 1. 考え方

共生社会の実現に向けては、社会的障壁を取り除いていかなければならないが、そのなかでも、障害のある人が自由に移動したりスポーツを楽しむ等の活動を妨げている物理的障壁や情報にかかわる障壁を取り除いていくことがまず求められる。街なかの段差、狭い通路、わかりにくい案内表示等を見直し、ユニバーサルデザインの街づくりに取り組むことで、障害の有無に関わらず、すべての人が共に生きる社会に向けて我が国が大きく前進することとなる。

我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化については、平成18年以降、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできた。

東京大会は、こうした取組に加え、世界に誇ることのできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、さらなる取組を行う好機である。

まず、大会の競技会場、アクセス経路等において Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインのもと、より高次元のユニバーサルデザインを実現することが求められている。さらに、本年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」<sup>1</sup>において、観光先進国を実現するために、障害のある人、高齢者、家族連れや重い荷物をもった人など、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインの街づくりを推進することが位置付けられた。

これらの事情を踏まえ、東京大会を契機として、ユニバーサルデザインの街づくりに向けて、より一層、強力かつ総合的に、国、地方公共団体、民間が一体となって取組を進めていく必要がある。

---

1 平成28年3月30日 「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において策定。

## 2. 中間とりまとめにおける整理

街づくりは極めて幅広い分野であり、関わる施策も多岐にわたる。このため本中間とりまとめにおいては、大きく①東京大会に向けた重点的なバリアフリーと②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、幅広い施策をとりまとめた。

東京大会に向けた重点的なバリアフリーの取組としては、東京大会に向けて確実に実現すべき競技会場及びアクセス経路のバリアフリー化のほか、競技会場周辺エリアや公共交通におけるバリアフリー化等に関する取組をまとめた。また、全国各地における取組については、各地のバリアフリー水準の向上のため、バリアフリー基準等の改正のほか、関心の高まっている観光地や都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）における面的なバリアフリー推進、公共交通機関におけるバリアフリー化、ICTを活用した情報発信、トイレの利用環境改善等についての取組をまとめている。

これらの取組に係る数値目標、実現に向けた期限、さらには毎年のPDCAサイクルのあり方等は、「心のバリアフリー」と同様、今後さらに検討を進め、本年末を目途に作成する最終とりまとめに盛り込むこととする。

## 3. 具体的な取組

### 1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

東京大会では、国内外より障害のある人、高齢者を含む多くの観光客が東京を訪れることとなる。すべての人にとってアクセシブルな大会を実現する上で、競技会場アクセス経路等の整備におけるユニバーサルデザイン化は極めて重要である。このため、首都圏の空港から競技会場等に至る面的なバリアフリーを推進し、東京におけるユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピールする。

(具体的施策)

#### ①競技会場におけるバリアフリー化の推進 [内閣官房、スポーツ庁]

- ▶ 新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画」(平成27年8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定)の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、整備プ

ロセスを引き続き推進する。

- 国の所管するその他の競技会場についても、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化を進める。
- 大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインに従ったバリアフリー化に向けて、施設管理者等への働きかけを行う。

## ②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進

### i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進

- 競技会場の周辺駅、都内の主要ターミナル駅を対象に選定し、駅前広場、自由通路、生活関連施設へのアクセス道路について、バリアフリー化の実態を調査する。[国土交通省]
- 国・都・区等による検討会を設置し、「重点整備区間※」を決定するとともに、区間内で、特に不特定多数の利用が見込まれるためバリアフリー化を講じる必要性が高いものについて、国は重点的に支援する。  
※「重点整備区間」：東京大会のアクセシブルルートに加え、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路  
[国土交通省]
- 競技会場周辺やアクセス道路等において、障害のある人等の道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機や、視認性に優れた道路標識・道路標示等を整備する。[警察庁]

### ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進[国土交通省]

- 国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場周辺や外国人が多く訪れる主要な観光地周辺の都市公園を選定した上で、バリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で2020年（平成32年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。
- さらに代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として整備を

図り、国は重点的に支援する。

iii) 競技会場周辺エリア等の主要建築物におけるトイレのバリアフリー化、活用促進 [国土交通省]

- 競技会場周辺等における主要建築物について、都・区とも連携し、トイレ等のバリアフリー化実態調査を行い、バリアフリー化の促進に向けた改善策を検討する。

③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]

- アクセシブルルートに係る鉄道駅をはじめとする東京大会の関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について、都と連携しつつ、重点支援を実施する。
- 都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）において、2020年（平成32年）の供用（暫定を含む）を目標として都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進する。
- 東京都が平成31年に都心～臨海部で導入を予定しているBRT計画について、都と連携しつつ、インフラ整備を通じた利便性向上に資する新技術（バリアフリー縁石等）の導入に向けた検討を行う。

④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 [国土交通省]

- 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルについては、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインや過去のパラリンピックの開催実態等を踏まえ、世界トップレベルのユニバーサルデザイン水準となるよう、本年度中に数値目標を設定するとともに、必要な取組を具体化する。また、これに準じ、乗継に利用される羽田空港国内線ターミナルや国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、本年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。これによって、同大会のレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境とすることを目指す。

- ▶ 羽田空港国際線ターミナルのUD（ユニバーサルデザイン）タクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、障害のある人のタクシー乗り場へのアクセス改善を図るため、関係者と協議の上、本年度中に整備を完了する。

#### ⑤リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進[国土交通省]

- ▶ バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス及びUDタクシーについて、重点的に支援を行う。
- ▶ 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ（本年5月）等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、UDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図る。

## 2) 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

我が国における今後の超高齢社会に対応するためには、全国各地において高いレベルのバリアフリー化を進めていくことが重要である。またインバウンド4000万人、6000万人時代に向け、地方への観光誘客の更なる拡大を図るために、主要観光地を含めた各地のユニバーサルデザインを推進していく必要がある。このため開催都市東京のみならず各地におけるバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとして残していく。

### ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正

Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、バリアフリー法に基づく施設整備基準やガイドラインの改正を行い、主要観光地を含めた全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図る。

(具体的施策)

- i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正 [国土交通省]

- バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインを、平成 29 年度中を目途に改正する。

【検討項目例】（トイレ関係は、⑥参照）

- ・ 鉄道車両における車椅子スペースの設置箇所数の拡大
- ・ 移動制約に応じた情報提供の充実

## ii) 建築物に係る設計標準の改正 [国土交通省]

- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を今年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した記載を追加するとともに、改修のプロセスも含めた事例も盛り込む。

【検討項目例】（トイレ関係は、⑥参照）

- ・ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインの基準を反映（ホテル客室など）
- ・ 聴覚障害のある人のための文字情報設備による情報提供の充実

## ②観光地のバリアフリー化

様々な移動制約を抱える人が訪れやすい観光地づくりに向け、個別の観光施設のみならず、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進する。

（具体的施策）

### ➤ 観光地のバリアフリー情報提供促進 [国土交通省]

- i) 関係自治体による観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。
- ii) 地域において高齢者、障害のある人等の旅行支援を行っているバリアフリーツアーセンターの拠点数を増やすと共に、多言語対応や人的支援の充実を図る。

### ③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れ等誰もが暮らしやすい街づくりのため、鉄道駅ターミナル等地域の中核となる施設を中心として、面的なバリアフリーを推進していくことが重要である。このため、主要プロジェクトにおいてバリアフリー化を着実に実現していくと共に、各地における面的なバリアフリー化を促進していく。

（具体的施策）

- i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 [国土交通省]
  - 都内主要ターミナル等の他、全国の主要なターミナル等についてもバリアフリー化を推進する。
  
- ii) 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進
  - 現在、障害のある人や高齢者等が生活圏において徒歩で移動する道路として全国で指定済みの1,700kmの特定道路について、2020年（平成32年）に完了することを目標に、引き続き重点的にバリアフリー整備を実施。[国土交通省]
  - バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。[警察庁]
  - 全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ② i) と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。[国土交通省]
  
- iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 [国土交通省]
  - 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、これまで僅かだった具体的な取組事例や計画作成事例（庁内の検討体制を

- 含む) を多く示すことにより、市町村における計画策定を促進する。
- 現在、市町村が任意に策定することとなっているバリアフリー法の基本構想について、広域連携やインバウンド観光の観点から、都道府県・国がより積極的に参画するなど、策定を促進する方策を検討する。

iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 [経済産業省]

- 東京大会に向けて、JIS Z8210(案内用図記号)について移動円滑化のための新たな案内用図記号の作成及び ISO 規格との整合化の検討を行うとともに、案内用図記号の全国的な普及を図る。

v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 [国土交通省]

- 障害者等用駐車スペースの適正利用に有効性が期待されるパーキングパーミット制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。

#### ④公共交通機関等のバリアフリー化

航空、鉄道、バス、タクシーといった公共交通機関は、国内に住む高齢者、障害のある人等の観光や街中の移動に際しての重要な交通手段であるだけでなく、我が国に来訪する外国人にとっての主要な移動手段であることを踏まえ、公共交通機関及び周辺エリアのバリアフリー化を推進する。

(具体的施策)

i) 鉄道に関わるバリアフリー化

a) 鉄道における車椅子利用環境の改善 [国土交通省]

- 車椅子使用者が鉄道を利用する際の待ち時間や、多数の車椅子使用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応などについて、関係者の意見を調整するための検討会を本年度中に立ち上げ、車椅子利用環境の改善を図る。
- 構造の特性等の理由から現在他の車椅子とは異なる乗車要件が定められているハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する検討会を本年度中に設置し、本年度末を目途に結

論を得る。

b) 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進（再掲）

- 現在、障害のある人や高齢者等が生活圏において徒歩で移動する道路として全国で指定済みの 1,700km の特定道路について、2020 年（平成 32 年）に完了することを目標に、引き続き重点的にバリアフリー整備を実施。[国土交通省]
- バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機等のバリアフリー対応型信号機や高輝度標識、エスコートゾーン等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を引き続き推進する。[警察庁]
- 全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路についても、1) ② i) と同様の調査を実施するとともに、その調査結果を公表し、各市町村の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。[国土交通省]

ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 [国土交通省]

- 陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗り継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を本年度中に点検し、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。
- 船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化を推進するため、今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。
- 旅客船全体のバリアフリー化を推進するため、本年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。

iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]

- 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（空港のバリアフリーに関するガイドライン）の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する
- 成田空港、羽田空港の他、国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、本年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。（一部再掲）
- 航空旅客ターミナルにおいて、「障害者差別解消法」に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を本年度中に策定する。

iv) リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進（再掲）[国土交通省]

- バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス及びUDタクシーについて、重点的に支援を行う。
- 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ（本年5月）等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、UDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図る。

⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

障害のある人、高齢者、外国人等誰もが自立して移動できる環境を整備するためには、必要な情報を分かりやすく提供することが不可欠である。従前の案内表示や情報提供を充実していくことは勿論であるが、これに加え、ICTを活用し、人々が身体的特徴や言語等それぞれの移動制約に応じた情報を収集できる環境整備を推進する。

（具体的施策）

#### i) ICTを活用したバリアフリー情報提供機能の強化

- モデルケースとして選定したルートにおいて、歩行者移動支援サービスの実証を行う。GPSが使えない鉄道駅から競技会場の経路等において、空港から競技会場までシームレスな移動支援を可能にする。(空港、主要ターミナル駅、会場周辺等) [国土交通省]
- GPSが使えない屋内・地下において位置特定ができるよう、公衆に開放して設置する「パブリックタグ」の登録・設置を推進する。[国土交通省]
- 上記(モデルケースとして選定した)ルートを含め競技会場周辺エリア等において、広くバリアフリー情報を収集し、オープンデータとして順次公開することにより、民間事業者のアプリ開発を促進する。[国土交通省]
- 車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間に関する情報を提供する乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害当事者、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、本年度末までに対応方針をとりまとめる。[国土交通省]
- 外国人、視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、音声や文字情報(多言語)による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、本年度末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。[国土交通省]
- 交通系ICカードやスマートフォンと共通クラウド基盤を連携・活用し、外国人の言語によるデジタルサイネージ等の表示の変換や高齢者、障害のある人等誰もが利用しやすい経路案内など、個人の属性に応じた情報提供やサービス連携の実現に向け、実証事業を実施する。[総務省]

#### ⑥ トイレの利用環境の改善

トイレに関わる不便さは、障害のある人の外出を妨げる大きな要因であり、その改善に向けて取り組むことが重要である。交通施設や公共建築物を中心として、車椅子利用者をはじめとする障害のある人だけでなく、高齢者、ベビー

カー利用者等の多様な利用者に配慮した多機能トイレの整備が進んでいるが、多機能トイレに様々な利用者が集中し、多機能トイレを真に必要とする人が利用できない等の問題も指摘されている。このため、様々な移動制約を持つ人にとって利用しやすいトイレ環境の整備を図る。

(具体的施策)

i) ガイドライン等の改正 [国土交通省]

建築物を対象とした「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を今年度内を目途に改正し、新たな課題に対応した好事例を盛り込むことにより、トイレ環境の整備をはかる。また、公共交通機関のトイレ環境の整備に向けて交通バリアフリー基準・ガイドラインを平成 29 年度中を目途に改正する。

【検討項目例】

- ・ 障害のある人等に配慮することが必要な設備を多機能トイレ以外に一般便房にも配備するなど、トイレ空間の充実

ii) 多機能トイレのマナー改善に向けた取組の推進[国土交通省]

多機能トイレの利用に係るマナー改善に向けたキャンペーンを実施し、多機能トイレの機能を必要とする人が優先的に利用できるような環境整備を図る。

以 上